令和８年１月２７日
内閣官房国土強靱化推進室
内閣府政策統括官（防災担当）
総　務　省　消　防　庁
経済産業省産業保安・安全グループ
国 土 交 通 省 住 宅 局

感震ブレーカーの設置促進に向けた取組の強化
ー関係府省庁等が連携して取組を進めていきますー

今般取りまとめられた「首都直下地震対策検討ワーキンググループ報告書」において、感震ブレーカー等の普及が進むことで、大規模地震が発生したときの焼失棟数を大幅に削減※1できることが示されました。

これを踏まえ、このたび関係する府省庁、地方公共団体、事業者等が連携し、感震ブレーカーの設置促進に取り組むこととしました。

各省庁の取組は以下のとおりです。

【経済産業省】

感震ブレーカーの普及を加速させるため、電気事業法に基づき、登録調査機関などが各家庭を訪問して電気設備から漏電していないかなどの調査（点検）を行う際、併せて、感震ブレーカーの概要や必要性などを冊子でお知らせする取組を令和７年度から開始しました。具体的には、消防庁や著しく危険な密集市街地の未解消地区へ感震ブレーカーの設置等にかかる補助事業を行っている地方公共団体の取組を後押しするため、著しく危険な密集市街地の未解消地区を有する地方公共団体（令和５年度末時点 15 市区）※2で上記調査をする際、お住まいの自治体が行っている補助制度※3のお知らせをしています。（写真参照）

例：電気設備点検に併せた補助制度の周知の様子

【総務省消防庁】

感震ブレーカーの普及推進に向け、自治体による普及啓発活動に関する費用については、特別交付税措置が講じられています。また、消防庁の令和７年度補正予算において、著しく危険な密集市街地の未解消地区を有する地方公共団体※2が、当該市街地に居住する者に対して感震ブレーカーの購入・取付について計画的に支援する場合に、その費用に対し支援を行うこととなりました。

【国土交通省】

密集市街地の整備改善をハード・ソフト両面で進めており、住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）等により、ソフト対策の一環として、地方公共団体による感震ブレーカー設置に関する取組を支援しています。

＜参考＞

「第１次国土強靱化実施中期計画」（令和７年６月閣議決定）において、密集市街地における火災予防・被害軽減等の一環として感震ブレーカーの設置推進が位置付けられており、「著しく危険な密集市街地の未解消地区を有する地方公共団体※2のうち、感震ブレーカーの設置に係る計画で定めた目標をハード対策と一体的に達成した団体の割合」を令和 12 年までに 100%とすることを目標としています。

※１　感震ブレーカー等の普及による効果：別紙１
※２　著しく危険な密集市街地の未解消地区を有する地方公共団体：別紙２
※３　著しく危険な密集市街地の未解消地区を有する地方公共団体のうち、感震ブレーカーの設置に対する補助を実施している各自治体の補助制度に関する窓口：別紙３

＜問合せ先＞
【国土強靱化実施中期計画関係】
内閣官房国土強靱化推進室　石田、岡、小島
電話：03-5253-2111（内線 33755、33744、33714）、直通：03-6257-1775
【感震ブレーカー等の普及による減災効果関係】
内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当）付　武藤、門司、池田
電話：03-5253-2111（内線 51670、51678、51686）、直通：03-5797-7394
【感震ブレーカーの設置に係る計画、補正予算関係】
総務省消防庁予防課　川合、谷川、高木
電話：03-5253-5111（内線 42414、42511、42474）、直通：03-5253-7523
【掲載写真の周知活動関係】
経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ電力安全課　正影、弥益、森、清原
電話：03-3501-1511（内線 4921～4929）、直通：03-3501-1742
【著しく危険な密集市街地関係】
国土交通省住宅局市街地建築課　井ノ上、半田
電話：03-5253-8111（内線 39-673、39-674）、直通：03-5253-8517

別紙１

感震ブレーカー等の普及による効果

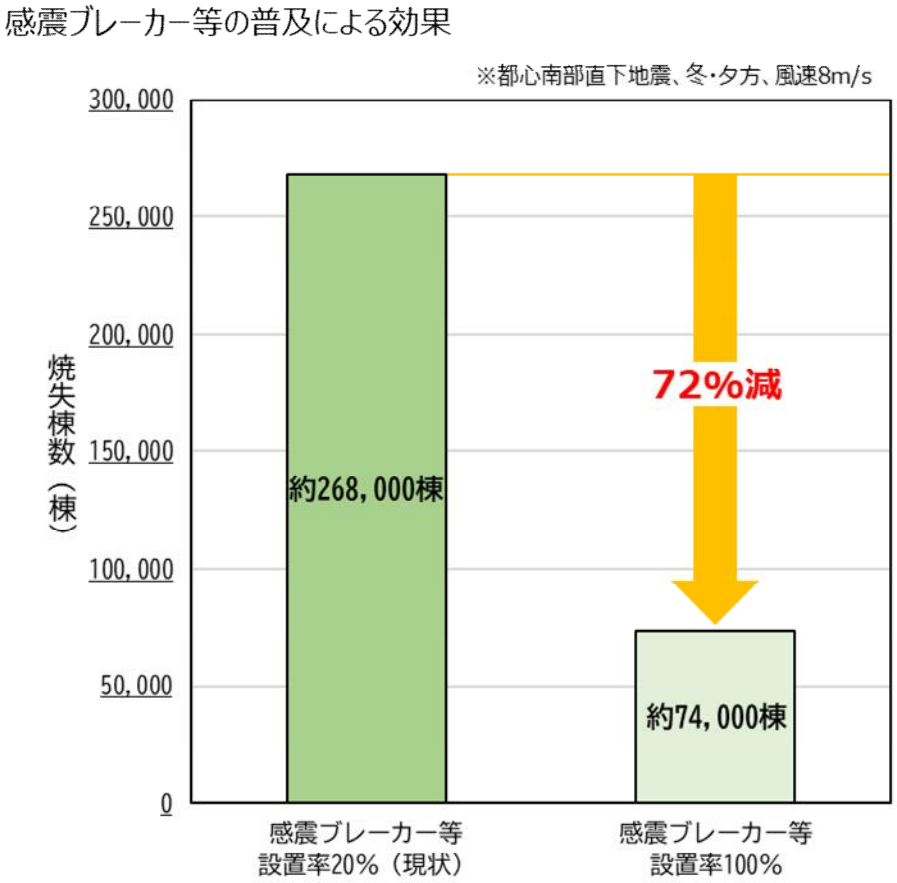

※「感震ブレーカー等の設置率」は、茨城県：21.0%、栃木：20.6%、群馬県：19.6%、
埼玉県：19.0%、千葉県：20.7%、東京都：21.8%（23区）、19.9%（多摩）、
神奈川県：21.6%、山梨県：22.8%、静岡県：19.5%。
（首都圏の住宅における感震ブレーカーの普及状況等に関する調査（R6年度内閣府調査））

出典：内閣府 HP（https://www.bousai.go.jp/jishin/syuto/taisaku_wg_02/index.html）

別紙２

著しく危険な密集市街地の未解消地区を有する地方公共団体一覧

都道府県	市区町村
埼玉県	川口市
千葉県	浦安市
東京都	品川区、北区
神奈川県	横浜市
滋賀県	大津市
京都府	京都市
大阪府	大阪市、豊中市、門真市、寝屋川市、東大阪市
兵庫県	神戸市
高知県	高知市
長崎県	長崎市

（令和５年度末時点）

別紙３

著しく危険な密集市街地の未解消地区を有する地方公共団体のうち、
感震ブレーカーの設置に対する補助を実施している
各自治体の補助制度に関する窓口

市区町村	窓　口
東京都 品川区	(部署)防災まちづくり部防災課防災設備部 (電話)03-5742-7134 (ＵＲＬ) https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/PC/bosai/bosai2/kateishien/20190730112236.html
東京都 北区	(部署)危機管理室防災・危機管理課 (電話)03-3908-8184 (ＵＲＬ) https://www.city.kita.lg.jp/safety/disaster/1002569/1002586/1002591.html
神奈川県 横浜市	(部署)総務局危機管理室地域防災課 (電話)0120-993-918（横浜市感震ブレーカーコールセンター） (ＵＲＬ) https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/moshimo/wagaya/jishin/sonae/kanshin.html

（令和８年１月時点）

過去の大規模地震時における火災の発生状況

参　考

○　過去の大規模地震においても、電気を原因とした火災が多く発生している。

○ 平成7年の阪神淡路大震災においては、139件の地震火災のうち、電気火災が85件（約6割）、
平成23年の東日本大震災においては、108件の地震火災のうち、電気火災が58件（約5割強）発生している。

大規模地震時における火災の発生状況

〈阪神・淡路大震災※1〉

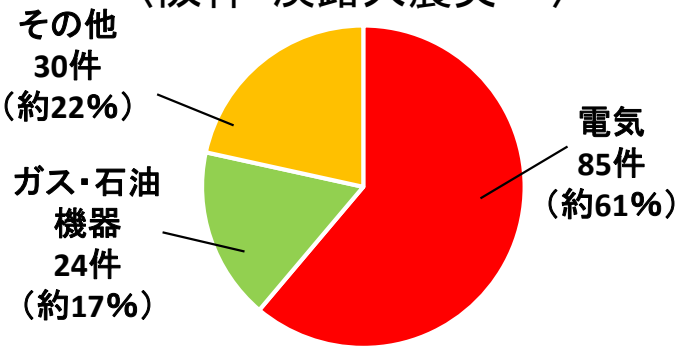

※1「地震時における出火防止対策のあり方に関する調査検討報告書、平成 10 年」（消防庁）を基に作成

〈東日本大震災※2〉

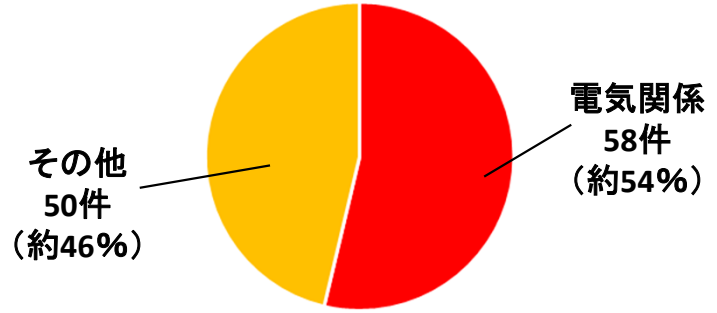

※2 日本火災学会誌「2011年東日本大震災　火災等調査報告書」を基に作成

電気に起因する出火の可能性がある主な部位

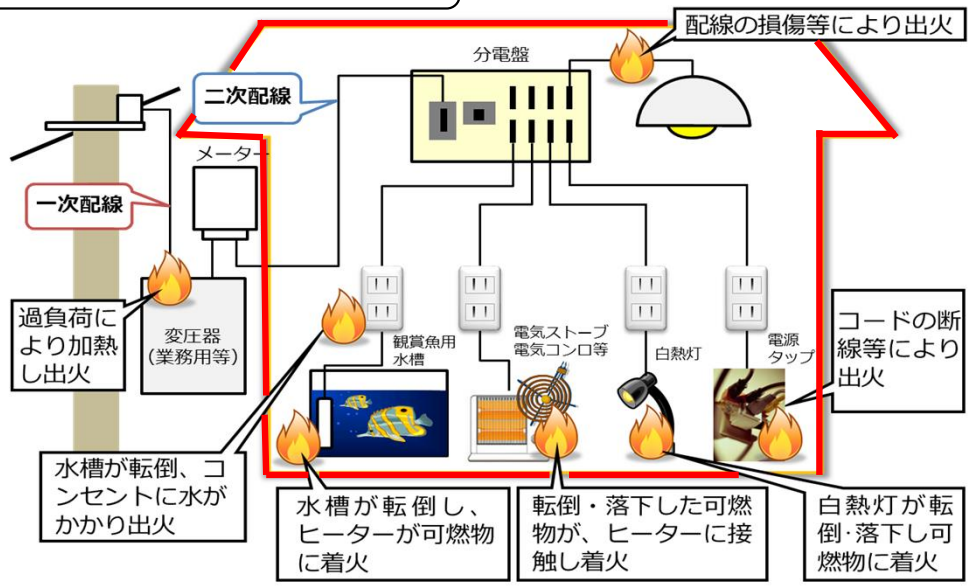

感震ブレーカーを設置することで、赤枠内（二次配線を除く分電盤以降）の火災は防止できる

※「大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討会 最終報告（概要）」（平成27年3月）より

感震ブレーカーの効果と種類

	分電盤タイプ（内蔵型）	分電盤タイプ（後付型）	コンセントタイプ	簡易タイプ
機器概要	分電盤に内蔵されたセンサーが揺れを感知し、ブレーカーを落として電気を遮断。	分電盤に感震機能を外付けするタイプで、漏電ブレーカーが設置されている場合に設置可能。	コンセントに内蔵されたセンサーが揺れを感知し、コンセントから電気を遮断。	ばねの作動や重りの落下によりブレーカーを落として、電気を遮断。
価格	約５万円～８万円（標準的なもの）	約２万円	約5,000円～2万円	3,000円～4,000円程度
特徴	●感震性能が高く、専門工事業者による設置のため、作動の信頼性が高い。		●設置方法による作動の信頼性のばらつきが小さい。	●ユーザー自ら取付けるため、設置方法に伴う作動の信頼性にばらつきが生じるおそれがある。
	●感震後、通電の遮断までに一定の待機時間（３分程度）が設定されており、その間は照明が確保される。 ※待機時間は変更可能。 ●待機時間後には、建物全体にわたり通電が遮断されることから、在宅用医療機器等を設置している場合、停電に対処できるようバッテリー等を備えることが必要。		●作動時においても未設置のコンセントへの通電は確保されることから、通電の遮断に伴う避難等の支障は小さい。 ※コンセント以外の配線、コンセントまでの屋内配線及び未設置のコンセントで発生する火災は予防できない。	●作動すると通電が一斉に遮断されることから、別途、避難用の照明等の確保が必要。 ●在宅用医療用機器を設置している場合、停電に対処できるようバッテリー等を備えることが必要。
	●電気工事が必要。		●電気工事が不要なタイプ（コンセント差込型）と必要なタイプ（コンセント埋込型）の両者がある。	●電気工事不要。
			●電気製品の種別、レイアウトの変更等に応じた効果的な設置、継続的な対応が必要。	●既設分電盤の形状によっては、取付け困難な場合がある。
注意点	●感震ブレーカー等の設置の有無に関わらず、地震発生後に自宅から避難する際にはブレーカーを切ることも重要です。 ●復電する場合には、事前にガス漏れ等がないことの確認や、電気製品の安全の確認が必要です。 ●夜間等に大規模な地震が発生し、感震ブレーカー等が作動した場合、避難時の照明が確保できない可能性がありますので、一般的な防災対策としても、停電時に作動する足元灯や懐中電灯などの照明器具を常備してください。 ●感震ブレーカー等の設置場所における揺れは、住宅の構造や耐震・免震機能、階層、設置される壁の剛性や開口部の場所等によっても大きく異なります。このため、実際の地震時における感震ブレーカー等の作動は、必ずしも各地の計測震度分布と同等に作動するものではなく、それぞれの家屋の特性等に応じて、屋内において家具の転倒等が生じる程度の大きな揺れが発生した場合に、電熱器具等への通電が遮断されることを期待するものである点について、設置者における理解と周知を図る必要があります。			